8 地盤環境関係データ

■概 要

(1) 地盤沈下

地盤変動量(2020年): 前年と比較して最大隆起 1.80mm(北摂・東大阪地域)

前年と比較して最大沈下 1.91 mm (大阪市)

地下水位(2020年): 前年と比較して最大上昇 1.09 m(北摂・東大阪地域)

前年と比較して最大下降 0.05 m (泉州地域)

地下水採取量(2020年): 24.0万m3/日(昭和40年当時の約3分の1)

許可井戸(2020年): 工業用水法の指定地域内における井戸状況

新規 0 件 廃止 1件 合計 76 件

(2) 地下水汚染(2020年度)

概況調査 : 71地点中1地点で環境保全目標を未達成。 汚染井戸周辺地区調査:17 地区中3地区で環境保全目標を未達成。

継続監視調査:94地区(114地点)中50地区(59地点)で環境保全目標を未達成。

(3) 土壌汚染(2021年3月31日現在)

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等 : 489件

〔大阪市(274)、堺市(42)、岸和田市(1)、豊中市(28)、吹田市(19)、高槻市(19)、枚方市(17)、茨木市(12)、八尾市(8)、

寝屋川市(1)、東大阪市(14)、貝塚市(1)、富田林市(3)、松原市(3)、池田市(3)、箕面市(1)、泉大津市(2)、

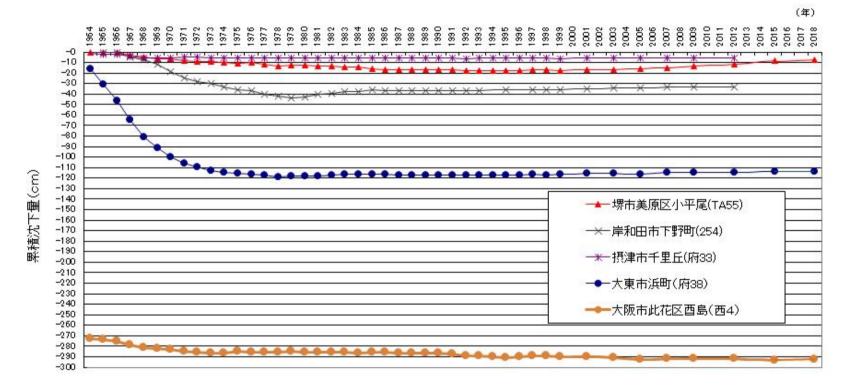
大阪狭山市 (1)、和泉市(1)、大東市(3)、柏原市(4)、高石市(9)、門真市(5)、藤井寺市(2)、泉南市(2)、

交野市(2)、摂津市(5)、守口市(3)、羽曳野市(1)、岬町(3)〕

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域等 : 29件

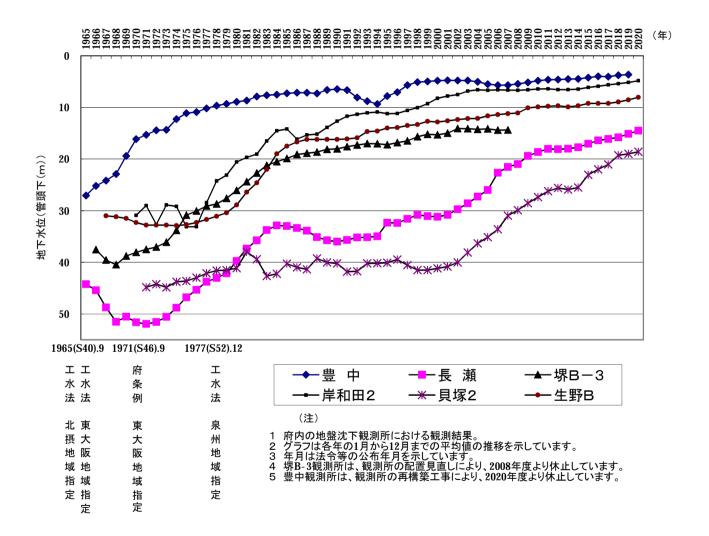
〔大阪市(8)、堺市(13)、高槻市(1)、枚方市(1)、泉大津市(1)、松原市(2)、門真市(1)、大東市(1)、交野市(1)〕

8-1 地盤沈下の推移

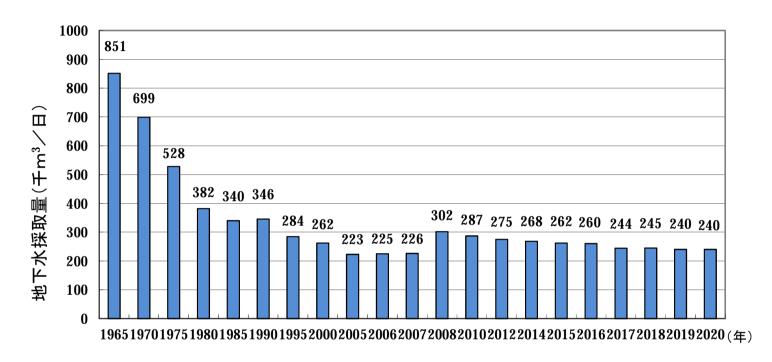


注) 阪神地区地盤沈下調査広域水準測量(1999年から2009年までは隔年実施。それ以降は3ヵ年毎に測量実施)の一環として測量したもののうち、主な地点の地盤沈下の推移を示しています。

8-2 地下水位の推移



8-3 地下水採取量の推移



※採取量は条例改正に伴い、2008年から府内全域に対象を拡大し、把握しています。

8-4 工業用水法に基づく許可井戸(揚水設備)の状況

(単位:本)

	区	分		2019年12月31日現在	202	0年	2020年12月31日現在
				井戸本数	許可井戸 廃止井戸		井戸本数
大	阪	市	域	0	0	0	0
北	摂	地	域	59	0	0	59
東	大『	坂 地	域	17	0	1	16
泉	州	地	域	1	0	0	1
	合	計		77	0	1	76

8-5 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

(令和2年度)

区分	給水事業所(工場)	年間給水量(㎡)
北大阪地域	70	8,009,283
東大阪地域	100	4,487,897
泉 州 地 域	104	5,996,275
合 計	274	18,493,455

(参考) 大阪広域水道企業団工業用水道事業は、以下のとおり、産業基盤整備及び地盤沈下 対策事業を行っている。

•産業基盤整備事業

1次工業用水道事業 (堺臨海造成地、堺市、東大阪市、門真市の各一部:昭和34年度~昭和37年度)

2次工業用水道事業 (堺泉北臨海造成地:昭和36年度~昭和45年度)

東・南部工業用水道継続事業 (泉佐野市、田尻町、泉南市の各一部:昭和62年度~平成6年度)

•地盤沈下対策事業

3次工業用水道事業 (北摂地域:昭和38年度~昭和45年度)

4次工業用水道事業 (東大阪地域、堺市(一部):昭和39年度~昭和45年度)

5次工業用水道事業 (泉州地域:昭和51年度~昭和54年度)

(※)現在では上記の事業名称は使っておりません。

8-6 地下水質概況調査環境保全目標未達成地点

(令和2年度) (単位:mg/L)

地点番号	測定地点 所在地	未達成項目	検出濃度	環境保全目標		
58	茨木市三咲町	砒素	0.041	0.01		

⁽注)地点番号は測定計画に定めた番号を表します。



8-8 2020年度地下水質汚染井戸周辺地区調査結果

	地区名		污染井戸	の概要		汚染井戸周辺地区調査結果									
番号	所在地)	調査年度 調査の種別	項	目	検出濃度 (mg/L)	調査井戸	釵	環境保全目標 超過井戸数	項	目	į	最高濃度 (mg/L)	備考		
1	門真市 大字門真	令和2年度 自主的な調査	クロロエ - 1,2-DCE		0.086 * 0.009	2 (0)	0(0)	クロロエ・ 1,2-DCE		< <	0.0002 0.004	揚水対策を実施		
2	貝塚市 脇浜	令和2年度 自主的な調査	NO ₃ ⁻ , N	IO ₂	17.4 *	4 (0)	1 (0)	NO ₃ ⁻ , 1	NO ₂		18 *	継続監視へ移行		
3	岬町 淡輪	令和2年度 法に基づく調査	クロロエ - 1,2-DCE TCE PCE		0.011 * 0.052 * 0.033 * 0.008	1 (0)	0 (0)	クロロエ・ 1,2-DCE TCE PCE		< < <	0.0002 0.004 0.0005 0.001	発端地のボーリング孔が 埋め戻されているため、 当該地区周辺の概況調 査等により地下水質を継 続的に監視		
4	能勢町 野間出野	令和2年度 概況調査	ふっ素		0.63	1 (0)	0 (0)	ふっ素			0.73			
5	摂津市 鶴野	令和2年度 概況調査	TCE		0.003	3 (0)	0 (0)	クロロエ・ 1,1-DCE 1,2-DCE TCE PCE	Ξ.	< < < < < < < < < < < < < < < < < < <	0.0002 0.002 0.004 0.001 0.0005			
6	池田市 ダイハツ町	令和2年度 自主的な調査	砒素		0.017 *	4 (0)	0 (0)			<	0.005	事業者による継続監視		
	四條畷市 上田原	令和2年度 自主的な調査	PFOS, P	FOA*	73 ng/L	5 (2		-	PFOS, F	FOA		77 ng/L	近隣を流れる天野川にお いて水質を監視		
		令和2年度 法に基づく調査	ふっ素		0.76	4 (0		0 (0)				0.32			
	吹田市 南吹田2丁目地区	令和2年度 自主的な調査	セレン		0.025 *	9 (0	•	1 (0)				0.026 *	揚水対策を実施		
10	吹田市 岸部中1丁目地区	令和2年度 自主的な調査	TCE		0.021 *	1 (0)	0 (0)	TCE PCE 1,1-DCE 1,2-DCE クロロエ・		v v v	0.001 0.0017 0.002 0.007 0.0002	揚水対策を実施		
11	吹田市 山田西4丁目地区	令和2年度 概況調査	砒素		0.006	2 (0)	0 (0)			<	0.001			
12	茨木市 星見町	令和2年度 周辺地区調査	クロロエ	チレン	0.0048 *	1 (0)		PCE TCE 1,1-DCE 1,2-DCE MC BMC クロロエ・		v v v v v v	0.0005 0.001 0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0013	利用停止		
13	茨木市 主原町	令和2年度 周辺地区調査	1,2-DCE TCE		0.014 0.0022	3 (1)		PCE TCE 1,1-DCE 1,2-DCE MC BMC クロロエ		v v v v v v	0.0005 0.001 0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0002			
14	茨木市 大同町	令和2年度 周辺地区調査	クロロエ	チレン	0.0013	1 (0)		PCE TCE 1,1-DCE 1,2-DCE MC BMC クロロエ・		v v v v v v	0.0005 0.001 0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0002			
	茨木市 十日市町	令和2年度 自主的な調査	TCE		0.005	10 (1			TCE 1,1-DCE 1,2-DCE MC BMC クロロエ・		< < <	0.0048 0.004 0.002 0.013 0.0005 0.0006 0.0042 *	周辺地区調査において、 基準超過が確認された井 戸については、すでに浄 化工事実施中		
	茨木市 田中町	令和2年度 自主的な調査	ふっ素		0.42	3 (0		0(0)				0.23			
17	茨木市 白川	令和2年度 概況調査	1,2-DCE クロロエ -		0.021 0.0008	4 (1)		PCE TCE 1,1-DCE 1,2-DCE MC BMC クロロエ・		< < < < < < < < < < < < < < < < < < <	0.0005 0.001 0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0002			

- 1 汚染井戸:汚染井戸周辺地区調査の契機となった調査が行われた井戸

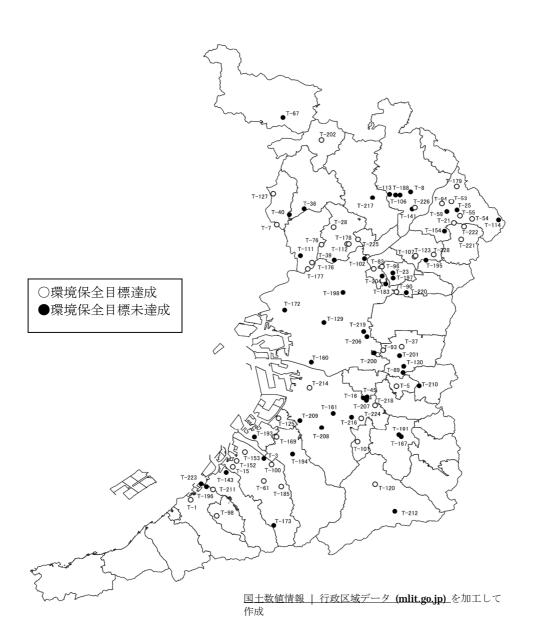
- 1 汚染井戸:汚染井戸周辺地区調査の契機となった調査が行われた井戸
 2 調査の種別について
 概況調査:水質測定計画に基づく概況調査
 法に基づく調査:土壌汚染対策法・水道法等に基づく調査
 自主的な調査:事業所・個人・行政による自主的な調査
 3 「*」は、環境保全目標を超過していることを表しています。
 4 「<」は、環境保全目標を超過していることを表している。
 とを表しています。
 () は、環境基準又は水道水質基準に定められている測定方法で測定した結果、定量が可能な最小濃度(定量下限値)を下回っていることを表しています。
- C ことないしいよう。

 5 () 内は、飲用井戸数(内数)を表しています。

 6 TCE:トリクロロエチレン PCE:テトラクロロエチレン MC:1,1,1-トリクロロエタン BMC:1,1,2-トリクロロエタン
 1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン 1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン 1,2-DC:1,2-ジクロロエタン DCM:ジクロロメタン
 TCM:四塩化炭素 NO₃-、NO₂-:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 シアン:シアン化物イオン及び塩化シアン
 PFOS,PFOA:ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸
- ※ 要監視項目であるため、水質測定計画における地下水の測定対象項目ではないが、PFOS及びPFOAに関する手引き(環境省及び厚生 労働省)に準じて周辺地区調査を実施したもの。



国土数値情報 | 行政区域データ (mlit.go.jp) を加工して作成



8-10 土壌汚染対策法の施行状況

(令和2年度末現在)

												(市和2年)	マハジエ/
所 管項 目	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用 特定施設の使用が廃止された件数	328	899	74	30	45	216	50	71	154	50	32	80	2029
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	65	252	29	8	12	22	14	17	18	26	20	31	514
法第3条第1項のただし書に基づき確認 を行った件数	273	556	79	32	36	172	41	68	149	37	21	53	1517
法第3条第7項に基づく土地の形質の変 更届出件数	19	1	5	0	0	5	0	3	3	0	2	0	38
法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	16	1	4	0	0	6	0	3	3	0	1	0	34
法第3条の調査結果により、要措置区域 等に指定された件数	38	120	21	2	6	11	7	8	12	10	6	11	252
法第4条第1項に基づく土地の形質の変 更届出件数	1072	664	326	77	155	278	339	242	201	123	107	167	3751
法第4条第2項に基づく調査結果報告件 数	18	10	6	1	4	8	15	5	4	1	2	3	77
法第4条第3項に基づき調査命令を発出 した件数	20	24	8	0	5	9	16	22	4	1	1	3	113
法第4条の調査結果により、要措置区域 等に指定された件数	17	30	9	0	6	9	17	15	6	2	2	6	119
法第5条第1項に基づき調査命令を発出 した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請 の結果、要措置区域等に指定された件数	50	260	40	0	30	15	20	27	10	4	0	8	465

注)所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村 (大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)の施行状況

(令和2年度末現在)

												(1) THZ + 1	<u> </u>
所 管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
条例第81条の4に規定する有害物質使 用届出施設等の使用が廃止された件 数	63	17	27	5	2	7	10	6	4	6	6	3	156
条例第81条の4、5及び6に規定する土 地の利用履歴等調査結果報告書受理 件数	1,578	1,007	492	114	243	357	414	363	263	163	176	228	5,389
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌 汚染状況調査の結果報告件数	85	85	31	6	10	25	24	22	9	17	17	13	344
上記調査の結果、基準超過し要措置管 理区域等に指定された件数	14	11	16	0	0	5	3	2	0	1	2	1	55
条例第81条の4及び6のただし書に基づき確認を行った件数	54	20	29	3	2	3	12	11	3	3	4	2	146
条例第81条の21の4の3に基づく区域 指定申請により、要措置管理区域等に 指定された件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注)所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村 (大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。